

【島根県吉賀町】令和5年度 重層的支援体制整備事業

自治体概要（R5年8月1日現在住民基本台帳）

人口：5,759人

世帯数：3,042世帯

高齢化率：45.21%

総面積：33,650ha(2020 農林業センサス)

1、重層事業に取り組んだ背景・課題や、取組の理念

吉賀町では、相談支援体制の強化を図るため、平成28年度より包括的支援体制の整備にむけた「総合相談支援所くらしもっと」を開所しました。

介護、障がい、子ども、生活困窮など、各分野の相談窓口において受け止めた相談で、対応が困難なケースについては、多機関が参加する支援会議により個別に対応を検討し必要な支援につなげる体制をとっています。

しかしながら、自ら相談に来ることができない方や、制度の狭間等により相談支援につながらず、課題解決が先延ばしになっている方もあり、今後さらに相談支援体制の充実を図る必要があります。

吉賀町における包括的支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業を活用することとし、福祉的な支援を必要としている人に必要な支援が届く仕組みづくり、世帯全体の課題を整理し、関係機関が役割分担の上、課題解決に向けた支援を行うことを目的に取り組を進めます。

また、本事業を実施するにあたり、制度の狭間や複合的な課題に対応していくためには、関係機関（者）との連携や協働は不可欠であるため、関係する機関等と共通認識を図り、一つのチームとして取組を進めていきます

2、主要な取組事項

■既存の取組み

①相談支援	本人・世帯の属性や相談内容等に関わらず、相談を広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決にむけて支援を行う。
②参加支援	本人・世帯の状態にあわせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援など社会の繋がりに向けた支援を行う。
③地域づくりに向けた支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や活躍の機会、居場所の整備等を行う。また、必要な資源の開発やネットワーク構築等を行う。地

■新たに強化する機能

④多機関協働による支援	単独の支援機関では対応が難しい相談に対し、相談支援機関の役割分担、支援の方向性の整理、進捗状況の管理等、支援全体の調整を行う。
⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援	必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、継続的に寄り添いながら、本人との信頼関係の構築や繋がりに向けた支援を行う。

(1) 既存の取り組みの現状と課題

支援分類	現状と課題
①相談支援	<ul style="list-style-type: none">・既存の相談支援機関の対象にあてはまらない場合や相談者の課題が不明確な場合に、対応に苦慮することがある。対応窓口の明確化を行うとともに、各相談支援機関での対応力強化を図る。・複雑で多様な課題に対応するため、分野を超えた専門職や関係機関（者）のさらなる連携体制を強化する。・多様な課題の発見、気づきにつながるよう、相談支援を担う担当者の各分野の制度理解と世帯が抱える課題へのアセスメント力の向上を図る。
②参加支援	<ul style="list-style-type: none">・既存の制度やサービスの利用につながらない方、対象とならない方について、生活の課題を抱えたり、地域から孤立しがちとなる場合がある。これらの方も参加できる居場所の確保等を検討する。・自動車や免許がない方の外出支援（子育て家庭の母、高齢者など）について検討する。・地域とつながりにくい方の興味関心の持てる場の確保や参加促進の取組みを検討する（都会からの転入者、男性高齢者、ひきこもり傾向の方、未就労の方、依存症の方など）・小さな集いを85地区立ち上げる。・既存の小さな集い15地区に訪問し、評価、お礼や支え合いの大切さを伝え住民に広く広報する。・地域お助け事業に年間5件の助成を行う。・こども食堂の立ち上げを支援し町内に広げていく取り組み年間1回。
③地域づくりに向けた支援	<ul style="list-style-type: none">・地区担当制のコミュニティーソーシャルワークを行い、地域住民が主体的に地域づくりをすすめていけるようコーディネートする。・引きこもりの方や生活に課題を抱えている方が、買い物支援を通して社会との関わりや繋がりが持てる機会をつくる。・どこに相談してよいのか分からず、一人で悩みを抱え込まないよう、誰もが気軽に相談しやすい環境づくりをすすめる。（身近な地域での相談先の確保、相談支援機関の周知、地域内での見守りや声かけ）

(2) 新たに強化する機能の概要について

④多機関協働

福祉課内に相談支援員を配置し、制度の狭間等により相談先が不明な場合の相談受付のほか、支援会議などを通じて、複雑化・複合化した課題を抱え、単独の支援機関では対応が難しい事例に対する支援の全体調整を行います。

吉賀町包括的支援会議では、対象世帯が抱える課題の解決につながるよう、課題の整理、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の検討などを行うほか、支援の進捗状況を確認するなど支援の全体調整を行います。

なお、多機関協働事業は、包括的な相談支援の中核となる事業ですので、多様な関係機関（者）との連携や、地域づくり事業・参加支援事業などとの連動を意識して事業を進めます。

本事業においては、国が定めた自治体事務マニュアル等において、「支援会議」及び「重層的支援会議」の設置が示されています。

社協においては、会議体の乱立を避け柔軟な開催ができるよう、「地域福祉連絡会議」を設置します。

会議は事例の状況や検討事項に応じて、必要な関係機関（者）を招集し、随時開催するものとします。

⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援

複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための取り組みを行います。支援が必要な人の中には、心理的に相談窓口に出向きにくい、相談先が分からず困惑している、自らが課題を抱えている認識がない、支援に拒否的といった様々な状況があるため、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、対象者を発見するため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築し、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集することが必要です。民生児童委員からの聞き取りや世帯訪問調査等により、対象者の把握に努めるとともに、地域とのつながり、ネットワーク等を活用しながら、事業の推進を図ります。

(3) 実施体制

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施している既存の相談支援において、断らない相談支援体制を構築し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決に向けて必要な機関へのつながりや連携した支援を行うものです。

以下に掲げる各分野の相談支援において、相談対応を充実するとともに、多様な課題の解決に向けて支援関係機関間の連携強化を図ります。

主な対象分野	実施機関
介護	吉賀町役場保健福祉課 養護老人ホーム銀杏寮 吉賀町地域包括支援センター 総合相談支援所 ケアマネセンター 訪問看護ステーション ヘルパーステーション 柿木デイサービス 七日市デイサービス 六日市デイサービス 特別養護老人ホームとびのこ苑 特別養護老人ホームみろく苑 グループホームあさくら
障がい	保健福祉課 吉賀町地域包括支援センター

	NPO 法人障がい者地域活動支援センターよしかの里 障がい者就労継続支援事業所アスノワ
子ども	吉賀町子育て世代包括支援センターびよびよ 総合相談支援所さくらんぼクラブ
生活困窮	保健福祉課 総合相談支援所 吉賀町地域包括支援センター
日常生活自立支援事業	総合相談支援所 島根県社会福祉協議会
後見	吉賀町後見センター（総合相談支援課）